

百号
務取扱規則（平成十一年大蔵省
第十一項の規定に基づき、平成
に発行した政府短期証券の發行
り告示する。
月九日
財務大臣　与謝野馨
国庫短期証券（第四十三回）

九	八	七	六	五
振替単位	振替額	口座簿	イ	イ
振替法の規定による振替口座簿	振替額	行争競	イ	イ
振替法の規定による振替口座簿	振替額	金競	發	方募
振替法の規定による振替口座簿	振替額	札市競	行	入価法
振替法の規定による振替口座簿	振替額	札格金	入価行	入札格決
振替法の規定による振替口座簿	振替額	第参競	争競	定の
振替法の規定による振替口座簿	振替額	I加場	競	価
振替法の規定による振替口座簿	振替額	行額	發	各申
振替法の規定による振替口座簿	振替額	千五百	額萬額	各申
振替法の規定による振替口座簿	振替額	九千八	額萬額	各申
振替法の規定による振替口座簿	振替額	三百八	額萬額	各申
振替法の規定による振替口座簿	振替額	百千三	額萬額	各申
振替法の規定による振替口座簿	振替額	三三	額萬額	各申
振替法の規定による振替口座簿	振替額	十六	額萬額	各申
振替法の規定による振替口座簿	振替額	六億五	額萬額	各申
振替法の規定による振替口座簿	振替額	二千六	額萬額	各申
振替法の規定による振替口座簿	振替額	九十七	額萬額	各申
振替法の規定による振替口座簿	振替額	五百五	額萬額	各申
振替法の規定による振替口座簿	振替額	十九	額萬額	各申
振替法の規定による振替口座簿	振替額	十	額萬額	各申

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発	
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非 者	特 国	入 價 発	
込 札	所 金	還		還 入 價	・ 別 債	札 格 行	行 行	
期 参	支 金			期 札 格	第 参 市	發 競 價		
日 加	払 額			限 發 競	I 加 場	行 争 格	日	
平 成 二 十 一 年 八 月 三 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 三 を 日 受 け た 者	日 額 本 面 銀 金 行 額 を か し て 支 き 金 の つ つ そ が 一 き の 銀 行 二 月 翌 休 営 業 日 日	償 当 た だ し と 、 一 う 、 期 つ そ が 一 月 二 日 に に	平 成 二 十 一 年 八 月 三 日	十 頓 六 面 一 額 六 百 六 円 毛 に 九 九 九 九	募 六 面 金 格 一 額 百 六 円 上 に 九 九 九 九	十 頓 二 十 一 年 八 月 三 日 以 円 に つ そ き ぞ 九 九 九 九	額 平 す 頓 二 十 一 年 八 月 三 日 の 記 整 載 一 額 百 六 円 に つ そ き ぞ 九 九 九 九